

# コミュニティ会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本コミュニティは、「日本 SPICE ネットワーク (Nippon SPICE Network)」と称する。  
なお、略称を NSPICE.NET とする。

### 第2条（目的）

本コミュニティは、SPICE に基づくプロセス改善推進者及びアセッサーの情報共有のための交流及びプロセス改善技術の向上の場を提供する。

### 第3条（活動）

本コミュニティは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 勉強会の開催  
プロセス改善の推進を目的として、プロセス改善に関する既存の有効な技術（手法）について学ぶ。
- (2) 研究会の開催  
アセスメントモデルの改良、アセスメント技術及びプロセス改善技術の向上などを目的として、有志により調査、研究、論文発表を行う。
- (3) 広報活動  
勉強会、研究会の活動内容を、Web サイトを通じて公開する。
- (4) 他機関との連携活動  
本コミュニティは、他の機関との協力関係を通じて、SPICE アセッサーやプロセス改善推進者に有益な情報提供や支援を行う。

### 第4条（会員）

本コミュニティは、第10条に定める会員資格を満たす者を会員とする。

### 第5条（運営）

本コミュニティは、総会、運営委員会、事務局を置き、その運営にあたる。

## 第2章 活動

### 第6条（勉強会）

1. 開催頻度  
勉強会は、原則として年3回の頻度の定例会として開催する。なお、必要に応じて、臨時に勉強会を開催する場合がある。
2. 開催地  
勉強会は、関東地区、中部地区、関西地区で開催する。なお、必要に応じて、それ以外の地区で勉強会を開催する場合がある。
3. 種類  
勉強会は、下記の2つのタイプに区別する。
  - (1) 会員限定のもの
  - (2) 広く一般に公開するもの

#### 4. 企画方法

勉強会は、開催目的、開催規模等を記載した開催企画書に基づいて、運営委員会の議決をもって決定する。なお、開催企画書は、運営委員からの提案及び会員からの希望をもとに作成する。

### 第7条（研究会）

#### 1. 設立方法

SPICEに関する特定のテーマについて詳細な検討、研究が必要な場合、運営委員会の承認をもって本コミュニティの中に研究会を設立することができる。

#### 2. 参加条件

研究会への参加は、会員に限定する。

なお、研究会毎に参加条件を定め、参加者を限定してもよいものとする。

ただし、参加条件の必要性が妥当でなければならない。

#### 3. 研究活動計画書の提出

会員が研究会を立ち上げる際には、研究会の研究テーマ、代表者等を記載した「研究活動計画書」を運営委員会に提出し、承認を得なければならない。

なお、研究活動計画書の記載内容を変更する場合は、再度、運営委員会に届けて運営委員会の承認を得なければならない。

#### 4. 活動報告の義務

研究会は、活動の進捗状況を適時運営委員会に報告し、年度末に「研究活動報告書」を運営委員会に提出しなければならない。

#### 5. 活動成果の公開

研究会は、成果物の開示範囲を研究会内の合意によって決めることができる。

なお、開示範囲は、会員限定、一般公開のいずれかを指定するものとする。

運営委員会は、研究会の成果物を開示範囲にもとづき公開する。

#### 6. 守秘義務

研究会に参加する会員は、研究会にて知り得た第7条5項の開示範囲に含まれない情報（成果物や資料）についての守秘義務を負うものとする。

但し、公知の事実或いは他者から正当に知り得た情報を除く。

本項の守秘義務は本会の退会后5年間有効とする。

#### 7. 活動成果の知的財産権

研究会の成果の知的財産権は、研究会に参加する会員に帰属する。なお、配分については研究会内の合意によって決めるものとする。

また、研究会で得られた第7条5項の成果物の利用を日本SPICEネットワークに認めるものとする。

### 第8条（広報活動）

#### 1. 広報方法

運営委員会は、勉強会、研究会での活動内容を、Webサイトを通じて広く周知する。

#### 2. Webサイトの設置場所

Webサイトは、日本国内のWebサイト内に設置する。

### 第9条（他機関との連携）

#### 1. intacs（International Assessor Certification Scheme™）との連携

本コミュニティは、intacsの地域代表会議を通じて、アセスメント技術の向上に向けて連携活動を必要に応じて行う。なお、連携活動の内容は、運営委員会の議決をもって実施する。

なお、会員は、本コミュニティが主催、後援する活動へ携わることにより、intacs アセッサー資格の更新に必要な Experience Evidence (EE) を獲得することができる。

EE 獲得を希望する会員は、運営委員会に EE の発行を申し出ること、必要な書類を入手することができる。

## 2. 他機関との連携

本コミュニティは、その目的に合致した他機関と連携する。連携する機関及び連携活動の内容は、運営委員会の議決をもって決定する。

## 第3章 会員

### 第10条 (会員資格)

#### 1. 会員資格の取得

日本国内に居住し、以下の業務のいずれかに1年以上従事し、運営委員会の議決をもって会への参加が認められた者。

- ・ SPICE アセッサー
- ・ SPICE に基づくプロセス改善の推進者
- ・ 開発あるいはサービス業務の担当者

#### 2. 会員資格の更新

会員資格は、入会年度から1年毎に更新手続きを行うことによって維持される。

なお、更新期間は1月1日から3月31日までの3ヶ月間とする。

ただし、本コミュニティの活動に参加した者は、特に申し出のない限り、翌年度の更新手続きを行ったものと扱う。

### 第11条 (会員情報の登録及び更新)

#### 1. 会員情報の登録

本コミュニティに入会しようとする者は、指定された書式により、運営委員会へ申請すること。

#### 2. 会員情報の更新

会員は、登録情報変更があった場合、登録情報の変更手続きをとること。

#### 3. 会員登録名簿

本コミュニティは、登録情報をもとに会員名簿を作成するものとする。

会員名簿は、当会の活動目的の範囲外では使用しない。

### 第12条 (会費及び参加費)

原則として会費は徴収しない。

勉強会等の開催により、テキスト代、資料公開用サーバ維持費、会場使用料などの費用が発生する場合は、参加者から実費相当の参加費を徴収する場合がある。

### 第13条 (会員の権利と義務)

#### 1. 会員の権利

会員は、以下の資格を有する。

- ・ 本コミュニティの行う活動に参加する資格
- ・ 会員限定の Web サイトにアクセスする資格

#### 2. 会員の義務

会員は、1年間に少なくとも1回は、何らかの本コミュニティの活動に参加するなど本コミュニティの運営に協力する義務を負う。

会員は、本コミュニティの活動に際し、公正かつ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。

会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

#### 第14条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 第10条の会員資格を喪失した者
- (2) 会員資格の更新手続きを更新期間内にしなかった者
- (3) 運営委員会に脱会の申し出があった者
- (4) 会員の義務（第13条第2項）を満たさないもの
- (5) 除名

#### 第15条（除名）

会員に、本コミュニティの名誉を毀損し、または目的に違反する行為があるときは、運営委員会の議決をもって除名することができる。

### 第4章 総会

#### 第16条（総会の招集）

総会は、会員をもって組織し、その年度の第1回目の勉強会に合わせて運営委員会が招集する。

#### 第17条（総会の議長）

総会の議長は、その都度、運営委員の中から選出し、総会の承認を受けるものとする。

#### 第18条（総会の議決方法）

総会の議事は、本会則に別に定める場合を除いて、出席者の過半数をもって決定する。また、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### 第5章 運営委員会

#### 第19条（運営委員会の招集）

##### 1. 運営委員会

運営委員会は、運営委員をもって組織する。

##### 2. 開催方法

運営委員会は、会議形式またはメール審議形式にて、必要に応じて開催する。ただし、少なくとも年1回は会議形式にて開催しなければならない。

#### 第20条（運営委員会の議長）

会議形式の運営委員会の議長は、開催の都度、運営委員の中から選出する。

#### 第21条（運営委員会の議決事項）

##### 1. 議決事項

運営委員会は、本会則に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 総会に提案すべき事項

- (2) 会務の執行に関する事項
- (3) その他運営委員会が必要と認めた事項

## 2. 議決方法

会議形式の運営委員会の議決は、委員会参加委員の過半数の賛成をもって議決されるものとする。メール審議形式の運営委員会の議決は、運営委員の過半数の賛成をもって議決されるものとする。

## 第22条（運営委員）

### 1. 定員

5名以上（上限は定めない）の運営委員を選任する。

運営委員の中から代表を1名選任する。

必要に応じて、運営委員の中から副代表を若干名、執行委員を若干名置くことができる。

### 2. 選任方法

運営委員は、前期の運営委員会が会員の中から候補を選び、総会の議決をもって任命する。なお、任命にあたり希望者に依頼状を発行するものとする。

代表は、前期の運営委員会が次期運営委員候補の中から候補を選び、総会の議決をもって任命する。

副代表は、必要に応じて、代表が運営委員の中から指名し、運営委員会の承認をもって任命する。

執行委員は、必要に応じて、代表が運営委員の中から指名し、任命する。

### 3. 職務

運営委員は、運営委員会に参加して、本会則に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

代表は、本コミュニティの業務を統括し、本コミュニティを代表する。

副代表は、代表の補佐を行うとともに、代表の職務を代行することができる。

執行委員は、代表の諮問機関となる執行委員会を構成し、本コミュニティの運営を迅速かつ適切に執り行うための意見を具申する。

### 4. 任期

運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、前期の運営委員会に全く参加しなかった者は再任することはできない。

## 第23条（運用規則）

この会則について必要な運用規則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

## 第6章 事務局

## 第24条（事務局）

### 1. 定員

若干名を選任する。

### 2. 選任方法

事務局の担当者は、運営委員の中から、運営委員会の議決をもって任命する。

### 3. 職務

本コミュニティの運営を補佐する。

### 4. 任期

事務局の任期は1年とし、再任を妨げない。

5. 事務局の所在地

事務局を東京都渋谷区広尾1-13-11に置く。

第25条（総会、運営委員会の議事録）

総会、運営委員会の議事については、原則的に事務局が議事録を作成し、運営委員会の議決をもって承認とし、これを事務局が保管する。

第26条（書類の保管）

事務局は、以下の書類を保管しなければならない。

- (1) 会則、運用規則
- (2) 会員名簿並びに運営委員の名簿
- (3) 総会及び運営委員会の議事に関する事項
- (4) その他の必要な書類

## 第7章 補則

第27条（運営委員の報酬）

本コミュニティの運営委員、事務局担当者は無報酬とする。

第28条（会則の変更）

本会則は、総会の議決を経なければ変更することができない。

ただし、運営委員会の議決をもって、次回総会までの期間に限り暫定的に変更した会則を適用することができる。

第29条（年度）

本コミュニティの年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第30条（第1期運営委員会の運営委員の候補者の選出方法）

第1期の運営委員の候補者は、下記に該当する人の中から、本コミュニティの準備委員会メンバーの過半数の賛成を持って決定する。

- (1) 本コミュニティの準備委員会メンバーで、運営委員の就任を希望する人
- (2) 本コミュニティの準備委員会メンバーが推薦する人

第31条（附則）

1. 本会則の条項数

本会則は、7章、31条で構成される。

2. 本会則の発効日

本会則は2011年4月1日制定。即日施行する。

3. 本会則の改訂

本会則は2011年5月20日を以て下記4項目を改訂し、即日施行する。

- (1) 第1条 名称の変更
- (2) 第7条 研究会報告義務の変更
- (3) 第10条 会員資格の変更
- (4) 第22条 代表、副代表の設置

本会則は2012年5月18日を以て下記10項目を改訂し、即日施行する。

- (1) 第7条 研究会報告義務、成果公開の変更

- (2) 第7条 研究会の守秘義務、知的財産権取り扱いを追加
- (3) 第6条 勉強会の開催頻度、開催地の変更
- (4) 第8条 Webサイトの設置場所の変更
- (5) 第9条 連携機関の正式名称を記載
- (6) 第13条 会員の権利、義務の追加
- (7) 第16条 総会の開催時期の変更
- (8) 第19条 運営委員会の開催頻度の変更
- (9) 第20条 運営委員会の議長選出方法の表現見直し
- (10) 第22条 運営委員の選任方法の変更

本会則は2013年5月31日を以て下記3項目を改訂し、即日施行する。

- (1) 第9条 他機関と広く連携できるよう変更
- (2) 第10条 会員更新手続きを簡素化する変更
- (3) 第12条 勉強会実費の内容を具体的に明記するよう変更

本会則は2014年5月30日を以て下記2項目を改訂し、即日施行する。

- (1) 第11条 会員情報は必須項目のみを記載するよう変更
- (2) 第23条 アドバイザーを廃止する変更  
第6条、第7条、第27条のアドバイザーに関する記載を削除

本会則は2016年4月28日を以て下記2項目を改訂し、即日施行する。

- (1) 第22条 執行委員会を設置できるよう変更
- (2) 第23条 運用規則(詳細な運用の規定)を会則から分離するよう追加  
第26条に書類の保管対象として運用規則を追加  
第7条、第9条、第11条の詳細な運用に関する記述を削除

本会則は2017年5月18日を以て下記4項目を改訂し、即日施行する。

- (1) 第6条 勉強会の分類の整理、企画方法の見直し
- (2) 第7条 研究会の運用の見直し
- (3) 第10条 会員資格取得条件の表現の見直し
- (4) 第19条-第21条 運営委員会の開催方法の見直し

以上